

資 料 編  
(案)

## 水戸市国民保護計画資料編

資料1	関係機関連絡先	1
資料2	水戸市国民保護協議会条例	4
資料3	水戸市国民保護協議会委員	6
資料4	水戸市国民保護対策本部及び水戸市緊急対処事態対策本部条例	7
資料5	水戸市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要項	9
資料6	市国民保護計画が対象とする事態の類型及び特徴等	18
資料7	水戸市内における避難施設等	23
資料8	避難実施要領のパターン	
	(1) 集客施設等への攻撃による市町村域内避難	26
	(2) 弾道ミサイル着弾による屋内避難	32
	(3) 弾道ミサイル着弾による市町村域内避難及び市町村域外避難	35
資料9	救援の程度及び方法の基準	43
資料10	安否情報省令	49

## 資料1 関係機関連絡先

機関名	所在地	電話番号
-----	-----	------

### 県 関 係

防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	301-2885
原子力安全対策課	水戸市笠原町 978-6	301-2922
河川課	水戸市笠原町 978-6	301-4477
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1	225-4045
水戸土地改良事務所	水戸市柵町 1-3-1	224-3411
千波湖土地改良区	水戸市三の丸 3-9-28	221-2621
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	241-0100

### 警 察

警察本部	水戸市笠原町 978-6	301-0110
水戸警察署	水戸市三の丸 1-5-21	233-0110

### 消 防

消防局	水戸市中央 1-4-1	221-0111
北消防署	水戸市緑町 2-1-2	221-0117
南消防署	水戸市元吉田町 537-2	303-7753

### 自 衛 隊

陸上自衛隊 施設学校	ひたちなか市勝倉 3433	274-3211
------------	---------------	----------

### 指定地方行政機関

関東管区警察局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048-600-6000
横浜税関	神奈川県横浜市中区海岸通 1-1	045-212-6053
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1600
関東財務局 (水戸財務事務所)	水戸市北見町 1-4	221-3188

関東信越厚生局 (茨城事務所)	水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎 4階	277-1316
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	224-6212
関東農政局 (茨城県拠点)	水戸市北見町 1-9	221-2184
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	水戸市笠原町 978-7	243-7211
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新 都心 1-1 さいたま新都心 合同庁舎 1号館	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新 都心 1-1 さいたま新都心 合同庁舎 1号館	048-600-0433
関東地方整備局 (常陸河川国道事務所)	水戸市千波町 1962-2	240-4061
関東運輸局 (茨城運輸支局)	水戸市住吉町 353	247-5244
東京航空局	東京都千代田区九段南 1-1- 15 九段第2合同庁舎	03-5275-9292
東京航空交通管制部	埼玉県所沢市並木 1-12	04-2992-1181
東京管区气象台 (水戸地方气象台)	水戸市金町 1-4-6	224-1106
第三管区海上保安本部 (茨城海上保安部)	ひたちなか市和田町 3-4-16	263-4118
北関東防衛局	埼玉県さいたま市中央区新 都心 2-1 さいたま新都心合 同庁舎 2号館	048-600-1800

指定公共機関

日本郵便株式会社 (水戸中央郵便局)	水戸市三の丸 1-4-29	224-7138
日本銀行 (水戸事務所)	水戸市南町 2-5-5	224-2734
日本赤十字社 (茨城県支部)	水戸市小吹町 2551	241-4516
日本放送協会 (NHK水戸放送局)	水戸市大町 3-4-4	232-9885
東日本高速道路株式会社 関東支社 (水戸管理事務所)	水戸市加倉井町 2206	252-6151
独立行政法人水資源機構	埼玉県さいたま市中央区新 都心 11-2	048-600-6500
国立研究開発法人日本原子力研究開 発機構	那珂郡東海村大字舟石川 765-1	282-1122
日本原子力発電株式会社	那珂郡東海村白方 1-1	282-1211

東日本旅客鉄道株式会社 (水戸支社)	水戸市三の丸 1-4-47	227-5884
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	水戸市北見町 8-8	232-4242
日本通運株式会社 (水戸支店)	水戸市元石川町 276-16	248-0202
東京電力パワーグリッド株式会社 (茨城総支社)	水戸市南町 2-6-2	387-3600
KDDI株式会社 (水戸支店)	水戸市大工町 1-2-3 トモスミと	228-6671
株式会社ドコモCS (茨城支店)	水戸市宮町 1-1-83	222-5285
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸 1-7-1	03-6889-2000

指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	225-5651
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	241-1133
一般社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	241-8446
公益社団法人茨城県歯科医師会	水戸市見和 2-292-1	252-2561
公益社団法人茨城県薬剤師会	水戸市笠原町 978-47	306-8934
公益社団法人茨城県看護協会	水戸市緑町 3-5-35	221-6900
茨城交通株式会社	水戸市袴塚 3-5-36	251-2331
関東鉄道株式会社 (水戸営業所)	水戸市住吉町 348	247-5111
鹿島臨海鉄道株式会社	東茨城郡大洗町桜道 301	267-5200
一般社団法人茨城県トラック協会	水戸市見川町 2440-1	303-6363
JRバス関東株式会社 (水戸支店)	水戸市城東 1-15-65	221-2836
一般社団法人茨城県バス協会	水戸市見川町 2440-1	306-8700
東部ガス株式会社 (茨城支社)	水戸市宮町 2-8-14	231-2241
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協 会(水戸支部)	水戸市桜川 2-2-35	225-3261
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25 開発公社ビル内	239-3001
株式会社茨城放送	水戸市千波町 2084-2	244-2160

## 資料2 水戸市国民保護協議会条例

平成17年12月27日

水戸市条例第81号

改正 平成27年3月24日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、水戸市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】国民保護法第40条抜粋

(市町村協議会の組織)

第40条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 1 当該市町村長の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 2 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得たものに限る。）
  - 3 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 4 当該市町村の副市長
  - 5 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - 6 当該市町村の職員（前2号に掲げる者を除く。）
  - 7 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 8 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

### 資料3 水戸市国民保護協議会委員

会長 水戸市長

No.	区分	機関名
1	1号委員 (指定行政機関)	関東財務局水戸財務事務所
2		関東農政局茨城県拠点
3		関東地方整備局常陸河川国道事務所
4		水戸地方气象台
5	2号委員 (自衛隊)	陸上自衛隊施設教導隊
6	3号委員 (県職員)	茨城県水戸土木事務所
7		茨城県水戸警察署
8	4号委員 (副市長)	水戸市副市長
9		水戸市副市長
10	5号委員 (教育長及び消防局長)	水戸市教育委員会
11		水戸市消防局
12	6号委員 (市職員)	水戸市上下水道局
13		水戸市保健所
14	7号委員 (指定公共機関及び指定地方公共機関)	日本郵便株式会社水戸中央郵便局
15		東日本旅客鉄道株式会社水戸支社
16		東日本電信電話株式会社茨城支店
17		日本放送協会水戸放送局
18		株式会社茨城放送
19		日本赤十字社茨城県支部
20		東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社
21		茨城交通株式会社
22		東部瓦斯株式会社茨城支社
23		日本通運株式会社水戸支店
24		株式会社NTTドコモ茨城支店
25		8号委員 (知識又は経験を有する者)
26	水戸市消防団	
27	水戸市女性防火クラブ連合会	
28	水戸市地域女性団体連絡会	
29	茨城大学	
30	常磐大学	
31	水戸商工会議所	
32	一般社団法人水戸市医師会	
33	一般社団法人水戸市歯科医師会	
34	一般社団法人水戸薬剤師会	
35	公益社団法人茨城県看護協会	
36	水戸農業協同組合	
37	社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	
38	水戸市民生委員児童委員連合協議会	
39	水戸市消費生活センター	
40	水戸市コミュニティ放送株式会社	



## 資料4 水戸市国民保護対策本部及び水戸市緊急対処事態対策本部条例

平成17年12月27日

水戸市条例第80号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、水戸市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び水戸市緊急対処事態対策本部について必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項に規定する必要な職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本

部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部について必要な事項は、別に定める。

(水戸市緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、水戸市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 資料5 水戸市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要項

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条―第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条―第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条―第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条―第17条）
- 第6章 雑則（第18条―第19条）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要項は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、水戸市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下「特殊標章等」という。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義及び様式）

第2条 この要項において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、国民保護法において使用する用語の例による。

- 2 特殊標章は、別表で定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。
- 3 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

##### （交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次の各号に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

##### （交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号。以下「交付台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として交付の対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、交付台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

#### 第2章 特殊標章の交付等

##### （腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に対し、平時において、第2条第2項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに

第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第2項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、交付の対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、特殊標章を再交付した場合には、交付台帳の備考欄にその旨を記録するものとする。

### 第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合は、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に変更があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、身分証明書を再交付した場合には、交付台帳の備考欄にその旨を記録するものとする。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

##### (保管)

第14条 市長は、様式第3号から様式第5号で定める申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

##### (返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条に規定する交付の対象者でなくなったとき又は第13条に規定する有効期間を過ぎたときは、すみやかに特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

##### (濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

##### (周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付するときその他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

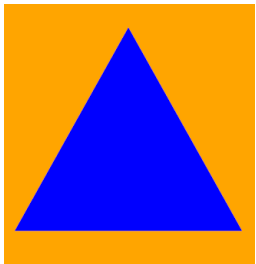
#### 第6章 雑則

##### (雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、特殊標章等の様式等についてはガイドラインに定めるところによる。

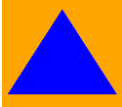
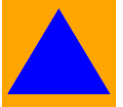
第19条 水戸市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災・危機管理課が行うものとする。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：水戸市1)</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示，船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

様式第1号 (第2条関係)

表面

	水戸市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル, 縦105ミリメートル))

様式第2号（第4条関係）

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証 明 書 番 号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考



様式第3号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

水戸市長様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） _____  （ローマ字） _____	生年月日（西暦）  ____年 ____月 ____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____  _____	写 真 縦4×横3cm <small>（身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ）</small>
電話番号： _____  E-mail： _____	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： _____ cm                      眼の色： _____ 頭髪の色： _____                      血液型： _____（Rh因子 _____）	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）  _____  _____
-----------------------------------------------------------------------------------------------

（許可権者使用欄） 資 格： _____  証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____  有効期間の満了日： _____  返納日： _____
-----------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月	
日	
水戸市長様	
申請者	
住所	(電話
_____)	_____)
氏名	
印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第12条関係）

### 身分証明書再交付申請書

水戸市長様		年 月 日
申請者		
住所		(電話 )
氏名		印
1 旧身分証明書番号		
2 理由		
3 その他必要な事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

## 資料6 市国民保護計画が対象とする事態の類型及び特徴等

### 1 武力攻撃事態

事態の類型	特徴・留意点
(1) 着上陸侵攻	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想されます。</li> <li>・船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案し、住民の避難を行うことも想定されます。</li> <li>・船舶による上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられます。</li> <li>・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられます。</li> <li>・着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられます。</li> <li>・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生が想定されます。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となります。</li> <li>・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となります。</li> </ul>
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、相手もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられます。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要です。</li> <li>・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられます。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、原子力施設が攻撃された場合は、二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがあります。</li> <li>・攻撃手段としてダーティボムが使用される場合があります。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う必要があります。</li> <li>・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は市長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要です。</li> </ul>

<p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p>	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なります。</li> <li>・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となります。</li> </ul>
<p>(4) 航空攻撃</p>	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難です。</li> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なりますが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得ます。</li> <li>・航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。</li> <li>・通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せず、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要があります。</li> <li>・生活関連等施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があります。</li> </ul>

## 2 NBC攻撃の場合の対応

攻撃の種類	特徴・留意点
<p>核兵器等 (N : Nuclear)</p>	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（※）による残留放射線によって生じます。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらします。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分されます。このうち①及び③は爆心地周辺において被害をもたらしますが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させます。 ※物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能</li> <li>・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ拡散、降下するため、放射性降下物</li> </ul>

	<p>による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいは、これを吸飲することや放射線降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがあります。</li> <li>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらします。</li> <li>高高度の核爆発などにより瞬時に強力な電磁波を発生させる電磁パルス攻撃では、電子機器が使用できなくなるおそれがあります。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となります。</li> <li>避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射線降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けることが必要です。</li> <li>体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要があります。</li> <li>汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要です。</li> </ul>
<p>生物兵器 (B : Biological)</p>	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。</li> <li>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なりますが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要です。</li> </ul>
<p>化学兵器 (C : Chemical)</p>	<p><b>【特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がります。</li> <li>特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なります。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や関係機関との連携のもと、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要です。</li> <li>汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要です。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染し、当該地域から原因物質を取り除くことが重要です。</li> </ul>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 緊急処理事態

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくします。</li> <li>汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。</li> </ul>
	石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。</li> </ul>
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じます。</li> </ul>
	ダムの破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなります。</li> </ul>
②多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破</li> <li>列車等の爆破</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模集客施設，ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなります。</li> </ul>

#### (2) 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等です。</li> <li>ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。</li> <li>小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様です。</li> </ul>
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様です。</li> <li>毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似しています。</li> </ul>
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様です。</li> </ul>

	水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似しています。</li> </ul>
②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>• 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わります。</li> <li>• 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想されます。</li> <li>• 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。</li> </ul>



資料7 水戸市内における避難施設等

No.	名称	住所	鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造	地下施設	屋外避難場所
1	三の丸市民センター	三の丸 1-6-10	○		
2	五軒市民センター	五軒町 1-2-12	○		
3	竹隈市民センター	柳町 2-5-8	○		
4	渡里市民センター	堀町 466-7			
5	上中妻市民センター	大塚町 1157-1			
6	桜川市民センター	河和田町 2894-4			
7	緑岡市民センター	見川町 2563			
8	見和市民センター	見和 2-224-1			
9	双葉台市民センター	双葉台 2-1-5			
10	常磐市民センター	西原 1-3-12			
11	寿市民センター	平須町 1636			
12	石川市民センター	石川 2-224-1			
13	上大野市民センター	吉沼町 1768-2			
14	飯富市民センター	飯富町 4449-8			
15	城東市民センター	城東 3-1-47	○		
16	吉田市民センター	元吉田町 1736-5	○		
17	新荘市民センター	新荘 2-11-2	○		
18	千波市民センター	千波町 114-6			
19	柳河市民センター	柳河町 673-1			
20	笠原市民センター	笠原町 358-5			
21	酒門市民センター	酒門町 1374-6	○		
22	見川市民センター	見川 2-179-1			
23	国田市民センター	下国井町 1212-4			
24	赤塚市民センター	河和田 3-2329-3			
25	吉沢市民センター	吉沢町 243-3	○		
26	堀原市民センター	新原 1-9-16			
27	山根市民センター	全隈町 78-1			
28	稲荷第一市民センター	大串町 2134	○		
29	大場市民センター	大場町 2283-1	○		
30	稲荷第二市民センター	栗崎町 1695-4	○		
31	下大野市民センター	下大野町 6094-1	○		
32	内原市民センター	内原町 1395-6	○		
33	鯉淵市民センター	鯉淵町 2989-2			
34	妻里市民センター	有賀町 2242			
35	三の丸小学校	三の丸 1-6-51	○		
36	五軒小学校	金町 3-2-25	○		
37	新荘小学校	新荘 2-11-1	○		
38	城東小学校	城東 2-7-62			
39	浜田小学校	浜田 1-1-1	○		
40	常磐小学校	西原 1-3-12	○		

41	緑岡小学校	見川町 2563	○		
42	寿小学校	平須町 1809-1			
43	上大野小学校	東大野 106-1	○		
44	柳河小学校	柳河町 318-1	○		
45	渡里小学校	堀町 468-1	○		
46	吉田小学校	元吉田町 1757-1	○		
47	酒門小学校	酒門町 1445-1	○		
48	石川小学校	石川 4-4035	○		
49	飯富小学校	飯富町 4420-1	○		
50	河和田小学校	河和田町 1019	○		
51	上中妻小学校	大塚町 1086-2	○		
52	見川小学校	見川 2-96-3	○		
53	千波小学校	千波町 1538-1	○		
54	梅が丘小学校	姫子 1-827-2	○		
55	双葉台小学校	双葉台 5-26	○		
56	笠原小学校	笠原町 347-17	○		
57	赤塚小学校	河和田 2-2116-1			
58	吉沢小学校	吉沢町 169-1	○		
59	堀原小学校	新原 1-7-1	○		
60	下大野小学校	塩崎町 666			
61	稲荷第一小学校	大串町 142-1	○		
62	稲荷第二小学校	百合が丘町 997-204	○		
63	大場小学校	大場町 2489	○		
64	鯉淵小学校	鯉淵町 3000			
65	妻里小学校	中原町 682			
66	内原小学校	内原町 1451	○		
67	第一中学校	東原 3-1-1	○		
68	第二中学校	三の丸 2-9-22	○		
69	第三中学校	朝日町 2882-1	○		
70	緑岡中学校	見川町 2563-81	○		
71	第四中学校	元吉田町 1987-3	○		
72	飯富中学校	飯富町 4479-1	○		
73	国田義務教育学校	下国井町 2595-1	○		
74	赤塚中学校	河和田 1-1708-4	○		
75	第五中学校	堀町 1166-1	○		
76	見川中学校	見川 2-98	○		
77	双葉台中学校	双葉台 5-27	○		
78	笠原中学校	笠原町 417-3	○		
79	石川中学校	堀町 2304-2	○		
80	千波中学校	元吉田町 599-2	○		
81	常澄中学校	塩崎町 1016	○		
82	内原中学校	内原町 1463-29			
83	千波公園	千波町 3080			○
84	駅南平和公園	城南 2-13			○
85	城東市民運動場	若宮町 (河川敷)			○
86	青柳公園	水府町 864-6	○		○

87	柳河市民運動場	中河内町 (河川敷)			○
88	ちとせ市民運動場	ちとせ2 (河川敷)			○
89	常澄健康管理トレーニングセンター	塩崎町 1200-1	○		
90	茨城大学	文京 2-1-1			○
91	那珂川若宮河川敷	若宮町			○
92	偕楽園公園	常磐町 1-3			○
93	堀原運動公園	新原 2-11-1			○
94	茨城県立歴史館	緑町 2-1-15			○
95	東町運動公園	緑町 2-1-15	○	○	

資料 8 (1) 避難実施要領のパターン

想定：集客施設等への攻撃による市町村域内避難

県知事から「避難の指示」があったときに、直ちに避難実施要領を定めることができるよう、あらかじめ、避難実施要領に記載すべき各事項について、複数の事案を想定して作成しておくもの。

避 難 等 実 施 要 領	
水戸市長 〇〇年7月3日 午後5時00分現在	
市町村域内避難	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
水戸駅構内に爆破計画が明らかになったため、半径300m範囲外へ周辺住民を避難させる。	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	〇〇年7月3日(木) 午後4時00分頃
発生場所	水戸駅構内
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	水戸駅爆破計画が発覚。 計画によると午後8時に爆破することとなっている。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候:曇りのち雨 気温26℃ 風向 東 風速 2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	水戸市三の丸地区
避難先と避難誘導の方針	水戸市駅周辺の住民及び駅利用者等を、徒歩で水戸駅周辺半径300m範囲外の地域に避難させる。
避難開始日時	7月3日(木) 午後5時00分
避難完了予定日時	7月3日(木) 午後7時00分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<b>警察:</b> 国民保護法に基づく警戒区域の交通規制を実施 <b>消防:</b> 現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を国民保護法に基づく警戒区域と設定 <b>鉄道事業者:</b> 水戸駅の付近は運行停止 <b>バス事業者:</b> 水戸駅の付近は運行停止
連絡調整先	<b>県対策本部:</b> 市職員2名を派遣

	<b>現地調整所</b> ：市職員2名を派遣 <b>その他関係機関</b> ：連絡先は別添のとおり			
<b>3 事態等の特性で留意すべき事項</b>				
事態の特性 (除染の必要性等)	○判明した爆破計画中では大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。			
地域の特性	○地域の、結びつきが強く、町内会単位の行動が期待できる。 ○また、要配慮者の避難は、町内会や市職員・消防団・警察等と連携して避難誘導を行う。			
時期による特性	○避難実施時は夕方となり、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はない。 ○夏季であり、雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備を伝達する。			
<b>4 避難者数 (単位：人)</b>				
地区名	三の丸			合計
避難者数 (計)	8,133 人			8,133 人
うち要援護者数	118 人			118 人
うち帰宅困難者	2,944 人			2,944 人
<b>5 避難施設</b>				
5-1 避難施設				
避難先地域	三の丸	三の丸	三の丸	千波
避難施設名	三の丸小学校	三の丸市民センター	第二中学校	千波中学校
所在地	三の丸 1-6-51	三の丸 1-6-60	三の丸 2-9-22	元吉田町 599-2
収容可能人数 (人)	2,250 人	470 人	3,467 人	3,133 人
連絡先 (電話等)	029-225-4533	029-224-6600	029-224-4422	029-248-4080
連絡担当者	市本部:〇〇 避難先:〇〇	市本部:〇〇 避難先:〇〇	市本部:〇〇 避難先:〇〇	市本部:〇〇 避難先:〇〇
その他の留意事項等	—	—	—	—
5-1 避難施設				
避難先地域	三の丸	—	—	—
避難施設名	五軒小学校	—	—	—
所在地	金町 3-2-25	—	—	—
収容可能人数 (人)	3,147 人	—	—	—
連絡先 (電話等)	029-224-2900	—	—	—
連絡担当者	市本部:〇〇	—	—	—

	避難先:〇〇			
その他の留意事項等	—	—	—	—
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先（電話等）	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 ・ バス ・ 船舶 ・ <span style="border: 1px solid black;">徒歩</span> ・ その他 ( )			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	要配慮者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による搬送を行う。		
	その他（入院患者等）	要避難地域内に入院施設はない。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要な避難経路は、「国道50号」、「駅南中央通り」とする。詳細は別添「経路図1, 2」とおり。		
交通規制	実施者の確認	水戸警察署		
	規制にあたる人数	24人程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	水戸警察署		
	規制にあたる人数	24人程度		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区		三の丸		
一時集合	誘導の実施単位	—		

場所への避難方法	輸送手段	—	
	避難先	—	
	集合時間	—	
	その他(誘導責任者等)	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	水戸駅から北側の地域	水戸駅から南側の地域
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「国道50号」を使用する(詳細は経路図1を参照)。	「駅南中央通り」を使用する(詳細は経路図2を参照)。
	避難先	三の丸小学校, 三の丸市民センター第二中学校, 五軒小学校	千波中学校
	避難完了予定日時	7月3日 午後7時00分	7月3日午後7時00分
	その他(誘導責任者等)	—	—
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	災害時要援護者の避難支援プランに基づいて個別に設定。	
	要配慮者への支援事項	要援護者の区分に応じた対応を実施。	
	輸送手段	市防災・危機管理課, みとの魅力発信課の車両	
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用する。	
	避難先	三の丸小学校, 五軒小学校, 三の丸市民センター第二中学校, 千波中学校	
	避難開始日時	7月3日(木) 午後5時15分	
	避難完了予定日時	—	
<b>8-2 職員の配置方法</b>			
配置場所	避難先の学校, 市民センター前(5箇所), 主要な交差点(12箇所)		
人数	17箇所×2名=34名		
現地調整所	連絡要員を2名配置		
<b>8-3 残留者の確認方法</b>			
確認者	市職員・消防職団員(約52名:誘導に当たらない職員から割り当て) ※1町内会を2名1組×2班とし, 13町内会で算定した。		
時期	午後5時30分開始		
場所	三の丸		
方法	広報車による呼びかけ, 戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう求める。		

終了予定日時	7月3日(木)午後7時00分まで
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	— (徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供。)
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、広報車等	
9 避難時の留意事項 (主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行するものとする。</li> <li>○隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。</li> </ul>
事態の特性	○特になし(判明した爆破計画中では大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。)
時期の特性	○雨も予想されることから、着替えや雨合羽の準備が必要である。
一時集合場所での対応	
—	
—	
10 誘導に際しての留意事項 (職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</li> <li>・防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。</li> </ul>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	テレビ、ラジオ(茨城放送、FMぱるるん等)、市HP、登録制メール、SNS(Twitter、Facebook、LINE)、緊急速報メール、広報車、消防車両、防災行政無線等を活用し、対象地域に避難実施要領の内容を伝達し、併せて町内会長、自主防災組織の長等には、電話、FAX等により送付。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。



職員間の連絡手段	MCA無線, 防災携帯電話
避難実施要領の伝達先	本部員, 庁内各筆頭課, 関係機関, 自主防災組織(地区会)
<b>12 緊急時の連絡先</b>	
水戸市国民保護緊急対処事態対策本部	電話 : 029-224-1111 FAX : 029-233-0523

**資料 8 (2) 避難実施要領のパターン**  
**想定：弾道ミサイル着弾による屋内避難**

県知事から「避難の指示」があったときに、直ちに避難実施要領を定めることができるよう、あらかじめ、避難実施要領に記載すべき各事項について、複数の事案を想定して作成しておくもの。

避 難 実 施 要 領	
水戸市長	
〇〇年 4 月 25 日 午前 6 時 30 分 現在	
屋 内 避 難	
<b>1 都道府県からの避難の指示の内容</b>	
[東海第二発電所]のUPZ（半径5～30キロメートル圏）に所在する市民等は屋内退避を実施すること。	
<b>2 事態の状況、関係機関の措置</b>	
2-1 事態の状況	
発生時期	〇〇年 4 月 25 日 午前 6 時 00 分
発生場所	茨城県那珂郡東海村白方 1 丁目 1 番地 (日本原子力発電株式会社 東海第二発電所)
実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	<p><b>(事案の概要 国の指示状況)</b></p> <p>午前 6 時 00 分 A 国より、弾道ミサイルが発射            午前 6 時 02 分 Jアラートにより、本市を含む対象地域の住民に即時、防護措置（屋内退避等）を行うよう指示。            午前 6 時 15 分 東海第二発電所に着弾</p> <p style="text-align: center;">－以降、原子力災害と複合しての指示－</p> <p>午前 6 時 17 分 原子力緊急事態を宣言            半径 5 キロメートル圏に避難指示            半径 30 キロメートル圏に屋内退避指示</p> <p><b>(被害状況)</b></p> <p>○発電所については、建物に重大な被害が生じているが、炉心への影響など、詳細については調査中。            ○爆風の影響で、半径 2～3 キロメートルの家屋に被害が生じている模様（推定）            ○当市の監視システム等により、モニタリングポストの数値を確認したところ、以下のとおり。            ・半径 5 キロメートル内…数か所で毎時 500 μSv/h 超            ・半径 10 キロメートル内…概ね 10～20 μSv/h 程度</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市内…概ね3～4 <math>\mu\text{Sv/h}</math> 程度 (最大4.2 <math>\mu\text{Sv/h}</math>)</li> <li>○その他, 被害状況等詳細は, 調査中</li> </ul> <p><b>(これまでの本市の対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Jアラートによる伝達後, 市域全域に屋内退避を指示し, 現在も継続中。全ての手法を活用し, 防護措置の方法, 現況に関する情報伝達を展開中。</li> </ul>
今後の予測・影響と措置	<p><b>(現況と今後の予測)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市において, 今後, 想定される事故の影響は, 放射性物質の放出に伴う健康被害である。現時点での風向が南西であるが, 北東に変化した場合においては, 本市においても, 基準値を超える可能性がある。</li> <li>○また, 発電所周辺地区における被害状況の詳細が不明であるが, 目的達成等のために追加による攻撃も懸念される。</li> <li>○状況によっては, 国から当市市域に避難指示が出される可能性がある。</li> </ul>
気象の状況	天候:曇り 気温15℃ 風向 南西 風速 4m/s
<b>2-2 避難住民の誘導の概要</b>	
要避難地域	-
避難先と避難誘導の方針	-
避難開始日時	-
避難完了予定日時	-
<b>2-3 関係機関の措置等</b>	
措置の概要	<p><b>消防</b>:落下物等の見回り</p> <p><b>県対策本部</b>:市職員2名を派遣予定</p> <p><b>OFC</b>:国の現地対策本部設置後, 市職員2名を派遣予定</p>
連絡調整先	-
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○追加のミサイル発射に備えながら, 対応を行う。</li> <li>○環境汚染の状況を常に確認し, 市民への健康被害に留意する。</li> </ul>	
<b>4 住民の行動 (基本事項)</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドアや窓を全部閉め, 換気扇を止める等, 外気からできるだけ遮断されるようにする。</li> <li>テレビ, ラジオ, 防災行政無線等からの情報収集に努める。</li> </ul>
屋内にいない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる限り近隣の堅牢な建物, 地下等に避難する。</li> </ul>

5 情報伝達	
住民への伝達方法	テレビ, ラジオ(茨城放送, FMぱるるん等), 市HP, 登録制メール, SNS(Twitter, Facebook, LINE), 緊急速報メール, 広報車, 消防車両, 防災行政無線
避難実施要領の伝達先	本部員, 庁内各筆頭課, 関係機関, 自主防災組織(地区会)
6 緊急時の連絡先	
水戸市国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電話 : 029-224-1111 FAX : 029-233-0523

資料 8 (3) 避難実施要領のパターン

想定：弾道ミサイル着弾による市町村域内避難及び市町村域外避難

県知事から「避難の指示」があったときに、直ちに避難実施要領を定めることができるよう、あらかじめ、避難実施要領に記載すべき各事項について、複数の事案を想定して作成しておくもの。

避 難 実 施 要 領	
水戸市長 〇〇年 4 月 25 日 午前 7 時 30 分 現在	
市町村域内避難 及び 市町村域外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
[東海第二発電所]の周辺地域(半径15キロメートル)に所在する市民等は、同地域外へ速やかに避難すること。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	〇〇年 4 月 25 日 午前 6 時 00 分
発生場所	茨城県那珂郡東海村白方 1 丁目 1 番地 (日本原子力発電株式会社 東海第二発電所)
実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	<p>(事案の概要 国の指示状況)</p> <p>午前 6 時 00 分 A 国より、弾道ミサイルが発射            午前 6 時 02 分 J アラートにより、本市を含む対象地域の住民に即時、防護措置(屋内退避等)を行うよう指示。            午前 6 時 15 分 東海第二発電所に着弾</p> <p style="text-align: center;">ー以降、原子力災害と複合しての指示ー</p> <p>午前 6 時 17 分 原子力緊急事態を宣言            半径 5 キロメートル圏に避難指示            半径 30 キロメートル圏に屋内退避指示            午前 7 時 00 分 半径 10 キロメートル圏に避難指示            午前 7 時 30 分 半径 15 キロメートル圏に避難指示</p> <p>(被害状況)</p> <p>○発電所については、建物に重大な被害が生じているが、炉心への影響など、詳細については調査中。            ○爆風の影響で、半径 2～3 キロメートルの家屋に被害が生じている模様(推定)</p>

	<p>○現在のモニタリングポストの数値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半径5キロメートル内…数か所で500<math>\mu</math>Sv/h超</li> <li>・半径10キロメートル内…概ね10～20<math>\mu</math>Sv/h程度</li> <li>・水戸市内…概ね3～4<math>\mu</math>Sv/h程度（最大4.2<math>\mu</math>Sv/h）</li> </ul> <p>○上記の原因が発電所に起因するものか、弾頭によるものかは不明。</p> <p>○弾頭の詳細は不明であるが、放射性物質以外の科学物質の存在は否定</p> <p>○本市周辺の公共交通機関は全て停止。</p> <p>○本市域における、物的被害は確認されていない。</p> <p><b>(国の動向)</b></p> <p>現時点で、半径5キロメートルを超える範囲においては、原子力事故時の避難、一時移転の基準を満たしていないが、国は、追加のミサイル発射の可能性、風向きの変化における被害の拡大を考慮し、段階的に避難区域を拡大。午前7時30分、半径15キロメートル内の住民に対し、域外避難を行うよう、指示した。</p> <p><b>(これまでの本市の対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Jアラートによる伝達後、市域全域に屋内退避を指示し、現在も継続中。全ての手法を活用し、防護措置の方法、現況に関する情報伝達を展開中。</li> <li>○学校は、全校休校。</li> <li>○水戸駅をはじめ、不特定多数が集まる事業者に対し、継続した情報提供を実施中。</li> <li>○「要配慮者支援班」による避難行動要支援者の対応を開始、安否確認と避難準備指示等を展開中。</li> </ul>
<p>今後の予測・影響と措置</p>	<p><b>(現況と今後の予測① 避難に関する事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市において、今後、想定される事故の影響は、放射性物質の放出に伴う健康被害である。現時点での風向が南西であるが、北東に変化した場合においては、本市においても、基準値を超える可能性がある。</li> <li>○また、発電所周辺地区における被害状況の詳細が不明であるが、目的達成等のために追加による攻撃も懸念される。</li> <li>○現時点で国は、混乱・渋滞等を考慮し、最小限の範囲において、避難指示を行っている模様。今後、避難状況等を踏まえて、段階的に避難区域が拡大する可能性がある。</li> </ul> <p><b>(市の措置① 避難に関する事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害の拡大、それに伴う避難区域の拡大を考慮し、発電所からの距離が遠い避難施設から順次開設、避難地区の受け入れを開始する。</li> <li>○避難地区の単位は、半径15キロメートルに一部でもかかる町丁目とする。</li> <li>○その他の地区については、屋内退避（避難準備）の継続を指示する。</li> <li>○広域避難を実施する可能性を考慮、県に報告後、速やかに、県</li> </ul>

	<p>内外の広域避難先に受け入れ要請を行う可能性について、連絡を行う。</p> <p>○「要配慮者支援班」に区域内の避難行動要支援者の避難を開始するよう指示する。</p> <p><b>(現況と今後の予測② その他)</b></p> <p>○現時点において、情報の錯綜、不安等により、一部の地域で自主避難者等による道路渋滞が発生しており、今後、さらなる悪化も想定される。</p> <p><b>(市の措置② 避難に関する事項)</b></p> <p>○不安払拭に向け、引き続き、あらゆる手法を活用し、現状に関する広報を行い、市民の冷静な行動を促す。</p> <p>また、避難者向けに、避難中にも、本市からの情報を入手できるよう、カーラジオのチャンネルを地域コミュニティ放送局へ合わせることを啓発を行う。</p> <p>○避難誘導のための交通整理、さらには、屋内退避のために路上駐車している車両の対応について、水戸警察署へ依頼する。</p> <p>(※情報伝達の詳細は11の項に記載)</p>
<p>気象の状況</p>	<p>天候：曇り 気温 15℃ 風向 南西 風速 4m/s</p>
<p>2-2 避難住民の誘導の概要</p>	
<p>要避難地域</p>	<p>○<b>全域（2地区）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上大野地区（東大野，西大野，中大野，坏大野，吉沼町）</li> <li>・柳河地区（青柳町，柳河町，上河内町，中河内町）</li> </ul> <p>○<b>一部地域（5地区）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三の丸地区（水府町）</li> <li>・城東地区（城東1～5丁目，若宮1～2丁目，若宮町，東台2丁目，本町3丁目）</li> <li>・浜田地区（浜田1～2丁目，浜田町，東台1丁目，渋井町，東桜川）</li> <li>・国田地区（上国井町，田谷町）</li> <li>・下大野地区（塩崎町，川又町，小泉町，下大野町）</li> </ul>
<p>避難先と避難誘導の方針</p>	<p><b>(避難誘導の方針)</b></p> <p>○避難地区の迅速な避難を最優先とする。</p> <p>○避難地区の住民に対し、発電所から遠い7地区15避難施設へ避難するよう指示する。</p> <p>○避難者に対し、隣近所に声をかけ、自家用車を持たない市民等がいた場合、可能な限り乗り合わせで一緒に避難するよう、呼びかける。</p>

	<p>○避難地区以外のその他の指定避難所も全て開設，再攻撃時への避難施設として備えるとともに，遠距離の避難が困難な市民への対応を行う。</p> <p>○避難地区の小学校は，一時集合場所とする。</p> <p>○一次集合場所へ少なくとも3台以上，可能な限りのバスを配備するよう，国・県等に要請し，到着次第，順次ピストン輸送を開始する。輸送には，災害対応に使用していない公用車も活用する。</p> <p>○避難地区以外の住民に対し，渋滞を避けるため，また，無用な被ばくを避けるため，自主避難は行わず，屋内退避を継続するよう，指示する。</p> <p><b>(避難先)</b></p> <p>○5地区 15避難施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内原地区，上中妻地区，河和田地区，双葉台地区，赤塚地区</li> </ul> <p>★最大収容可能数 25,850人（施設内全スペース活用）</p> <p>※迅速な避難に向け，地区と避難所のマッチングは行わない。収容数が過大となった場合は，状況を見て，他避難施設へ誘導する。</p>
避難開始日時	平成30年4月25日 午前7時30分
避難完了予定日時	平成30年4月25日 午前8時30分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p><b>警察</b>：避難者の交通整理（交通に支障のある放置車両の対応等を含む）</p> <p><b>消防</b>：避難誘導，落下物等の見回り</p> <p><b>鉄道事象者</b>：運行停止</p> <p><b>県対策本部</b>：市職員2名を派遣</p> <p><b>OFC</b>：市職員2名を派遣</p>
連絡調整先	連絡先は，別資料に掲載
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>○追加のミサイル発射に備えながら，対応を行う。</p> <p>○環境汚染の状況を常に確認し，市民への健康被害に留意する。</p>
地域の特性	○東海第二発電所のほか，近隣に「常陽」をはじめとする原子力施設が立地しており，標的となった場合に備える必要がある
時期による特性	<p>○年度当初であり，本市の地理に不慣れな転入者が多いことが見込まれるため，問い合わせ等の市民対応を行う情報班を増員する。</p> <p>○統計によると，本市の過去の同時期の風向については，北側から吹く傾向が強い，風向の変化に留意して対応を行う。</p>



4 避難者数（単位：人）				
地区名	三の丸地区	城東地区	浜田地区	上大野地区
避難者数（計）	377	7,257	2,896	1,883
うち要援護者数	4	159	49	26
うち外国人等の数	3	72	28	18
地区名	柳河地区	国田地区	下大野地区	合計
避難者数（計）	3,187	1,664	2,241	19,505
うち要援護者数	47	23	29	337
うち外国人等の数	31	16	22	190
連絡調整先				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域・ 避難施設名	<b>【7地区 17避難施設】</b> 内原地区・・・内原小, 内原中, 内原市民センター 妻里地区・・・妻里小, 妻里市民センター 鯉淵地区・・・鯉淵小, 鯉淵市民センター 上中妻地区・・・上中妻小, 上中妻市民センター 河和田地区・・・河和田小, 桜川市民センター 双葉台地区・・・双葉台小, 双葉台中, 双葉台市民センター 赤塚地区・・・赤塚小, 赤塚中, 赤塚市民センター			
収容可能人数（人）	25,850			
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	<b>【7地区 7校】</b> 上大野地区・・・上大野小学校 柳河地区・・・柳河小学校 三の丸地区・・・三の丸小学校 城東地区・・・城東小学校 浜田地区・・・浜田小学校 国田地区・・・国田義務教育学校 下大野地区・・・下大野小学校			
連絡担当者	連絡要員, 要支援者の調整要員として, 市職員2名を派遣			
その他の留意事項等	<b>【連絡員への指示事項】</b> ○個人線量計等を所持すること。 ○放射線の拡散, 追加のミサイル発射などに備え, 円滑に屋内退避指示を出せるよう, 現着後, 手順, 場所等を確認しておくこと。 ○一時集合場所からの輸送状況の報告, バス車両の要請などについて, きめ細かに市対策本部「住民班」と連絡を行いながら, 対応すること。 ○過度にパニックを起こしている住民は別室で対応するなど, 現場での混乱			

	抑制に努めること。	
<b>6 避難手段</b>		
輸送手段	鉄道 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">バス</span> ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他 ( )	
輸送手段の詳細	○一次集合場所へ少なくとも3台以上、可能な限りのバスを配備するよう、国・県等に要請する。 ○要配慮者の対応として、協定締結事業者へ協力を依頼、状況に応じて、タクシーや福祉車両の要請を行う、	
輸送力の配分の考え方	○市対策本部「住民班」が、各一時集合場所の参集状況等を踏まえ、随時、適切な配分を行う。	
その他輸送手段	要配慮者	公用車、福祉車両、タクシー
	その他（入院患者等）	県と連携しながら、対応。状況によって、広域避難先への避難を実施する。
<b>7 避難経路</b>		
避難に使用する経路	幹線道路を基本とするが、渋滞、通行止め等の情報について、市対策本部「住民班」と連絡をとりながら、随時、ルート変更を行う。	
交通規制	実施者の確認	県警(水戸警察署)
	規制にあたる人数	20人程度
	規制場所	避難経路でもある主要幹線道路を中心に状況に応じて実施
警備体制	実施者の確認	-
	規制にあたる人数	-
	規制場所	-
<b>8 避難誘導方法</b>		
8-1 職員の配置方法		
配置場所	<b>【各避難施設等】</b> 避難施設:15箇所×2名 一時集合場所:7箇所×2名 その他の指定避難所:58箇所×1名  ※その他の指定避難所の配置職員は、状況を見て、その場での受け入れ、または、避難施設、一次集合場所への搬送を行う。	
人数	<b>102名</b> (避難所配置職員のみ)	
現地調整所	-	
8-2 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防職員(各地区10～15名を配置) ※終了次第、未了地区の支援を行う	
時期	平成30年4月25日 午前8時00分～	

場所	7地区の市民センターを活動拠点とし、情報共有を図る
方法	防災行政無線、広報車による呼び掛け、戸別訪問
措置	避難誘導(状況に応じて、同行避難を実施)
終了予定日時	午前9時00分～
<b>8-3 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b>	
食事時期	-
食事場所	避難施設
提供する食事の種類	- ※提供前にアレルギーの可否を確認
実施担当部署	産業経済部 商工観光班
<b>8-4 追加情報の伝達方法（職員）</b>	
各職員への追加情報伝達には、MCA無線機を使用する。 ※市民向けの伝達は、11の項に記載	
<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○渋滞が予想されることから、極力乗り合わせでの避難を実施すること</li> <li>○避難時には、隣近所に声掛けを行うこと</li> <li>○服用している薬、貴重品、免許証等、非常持ち出し品を携行すること</li> </ul>
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用車での避難の際は、内気循環で走行するなど、外気の侵入を防止しながら避難を行うこと。</li> <li>○市からの情報を入手するため、コミュニティ放送局にチャンネルを合わせること。</li> </ul>
時期の特性	-
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○待機中は、窓を閉めるなど、外気の流入を防いだ上で、校舎の中心部へ避難者を誘導し、屋内退避すること。</li> <li>○体調が優れない等の訴えがあった際は、速やかに市対策本部に連絡し、指示を待つこと。</li> </ul>	
<b>10 誘導に際しての留意事項（職員）</b>	
<b>（心得・安全確保・服装等）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・腕章(市章)を付けること。</li> <li>・住民に不安を感じさせないように、常に冷静を心掛け、誘導を行うこと。</li> <li>・安全な誘導を最優先に行い、苦情等の対応は市対策本部へつなぐこと。</li> </ul>	

11 情報伝達	
住民への伝達方法	テレビ, ラジオ(茨城放送, FMぱるるん等), 市HP, 登録制メール, SNS(Twitter, Facebook, LINE), 緊急速報メール, 広報車, 消防車両, 防災行政無線
職員間の連絡手段	MCA無線, 防災携帯電話
避難実施要領の伝達先	本部員, 庁内各筆頭課, 関係機関, 自主防災組織(地区会)
12 緊急時の連絡先	
水戸市国民保護対策本部 (緊急対応事態対策本部)	電話 : 029-224-1111 FAX : 029-233-0523

## 資料9 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日内閣府告示第292号  
最新改正：令和4年3月31日内閣府告示第38号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成25年10月1日から適用する。

(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 1 避難所

イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり330円(冬季(10月から3月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、628万5,000円以内とすること。

- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり330円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。
- 2 応急仮設住宅
- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、628万5,000円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,180円以内とすること。

2 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであ

ること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	1万8,000円	2万4,000円	3万5,600円	4万2,500円	5万3,900円	7,800円
冬季	3万1,000円	4万100円	5万5,800円	6万5,300円	8万2,200円	1万1,300円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺(附属品を含む。)
  - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人21万3,800円以内、小人17万900円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯65万5,000円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯31万8,000円

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の



課程及び通信制の課程を含む。) 、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。) 、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行うものであること。

- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
  - イ 教科書代
    - (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
    - (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - ロ 文房具費及び通学用品費
    - (1) 小学校児童1人当たり4,700円
    - (2) 中学校生徒1人当たり5,000円
    - (3) 高等学校等生徒1人当たり5,500円
- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索
    - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
    - ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
  - 2 死体の処理
    - イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。
    - ロ 次の範囲内において行うこと。
      - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
      - (2) 死体の一時保存
      - (3) 検案
    - ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
  - ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
    - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。
    - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
    - (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。
- (武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい

支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号6頁の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり13万8,300円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
  - イ 飲料水の供給
  - ロ 医療の提供及び助産
  - ハ 被災者の捜索及び救出
  - ニ 死体の捜索及び処理
  - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 資料 10 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号  
最終改正：平成 27 年 9 月 16 日総務省令第 76 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 25 条第 2 項及び第 26 条第 4 項（これらの規定を同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

### （安否情報の収集方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合も含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第 2 号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

### （安否情報の報告方法）

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 25 条第 2 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第 94 条第 1 項及び第 2 項（法第 183 条において準用する場合も含む。）に規定する安否情報を様式第 3 号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

### （安否情報の照会方法）

第 3 条 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合も含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第 26 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合も含む。）に規定する事項を様式第 4 号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第 95 条第 1 項（法第 183 条において準用する場合も含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを掲示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を掲示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1及び2 略

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷の（疾病）該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: 担当者名:

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦其他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の情報	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
  - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所 (居所) _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。  
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。  
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。



安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他の必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。